

議会基本条例策定特別委員会

中間報告書

平成23年3月春日部市議会定例会

1. 特別委員会の開催状況

開催日	会議名	審議事項
H22. 12. 14	第9回特別委員会	・ 閉会中の特定事件について ・ 作業部会からの報告について
H23. 2. 10 (閉会中)	第10回特別委員会	・ 作業部会からの報告について ・ (仮称) 春日部市議会基本条例骨子案について ・ 中間報告について (第9回、第10回)

2. 審議経過

(1) 第9回特別委員会

平成22年12月14日に第9回特別委員会を開催し、(仮称)春日部市議会基本条例骨子案について、作業部会から次のような報告がありました。

- ・ 第3回及び第4回の作業部会では、骨子案の重複箇所や規定すべき項目について整理を行った。
- ・ 現在は骨子案に規定すべき項目について整理を行い、整理の過程を資料としてまとめ、全議員に配布のうえ、改めて各会派から意見を伺っている。
等の報告がありました。

(2) 第10回特別委員会

平成23年2月10日に第10回特別委員会を開催し、(仮称)春日部市議会基本条例骨子案について、作業部会からの報告や今後の特別委員会の進め方について各委員から次のような意見がありました。

①作業部会からの報告について

- ・ 第5回及び第6回の作業部会では、各会派から持ち寄った意見をもとに、一つひとつ字句の整理を含め骨子案の検討を行った。
- ・ ルール化が必要な新たな取り組み事項が骨子案の中に相当数含まれているため整理する必要がある。
等の報告がありました。

②今後の特別委員会の進め方について

- 条例を制定する段階で、すべての取り組み事項についてのルール化を終わらせていなければならないか。条例制定後でのルール化も可能か。
- 工程表を見ても特別委員会の進み方は遅れているように思える。パブリックコメント等は今の段階では実施できない。やはり全体のスケジュールの見直しが必要になってくるのではないか。
- 今後も多くの時間がかかるという見方もあるが、骨子案を作る過程でたくさんの議論を重ねてきたため、そんなに時間はかからないような気がする。ただ、市民の皆さんからいろいろな意見を聴き、条例に反映させていくことには時間をとりたい。
- スケジュールが1カ月程度遅れていることを頭に入れておく。スケジュールは遅れているが、できるだけずらさないほうがいい。現時点では、このままの工程でいい。
- 今後もし専門的知見を活用した講演研修を実施するならば、予算措置という観点から6月補正後の6月下旬とか7月上旬になるのではないか。
等の意見がありました。

前文

《未定稿》

第1 総則

1 目的

この条例は、二元代表制のもと、議会及び議員のあり方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会を実現し、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

2 最高規範性

(1) この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(2) 議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会の運営しなければならない。

3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいう。

(2) 市長等 市長及びその他の執行機関の長をいう。

(3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。

(4) 会議等 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。

第2 議会及び議員の活動原則・機能強化

1 議会の活動原則

議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市長等の事務執行について、監視及び評価を行うこと。

(2) 提出された議案の審議・審査を行うほか、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。

(3) 議会活動における市民への説明責任を果たすため、積極的な情報公開に取り組

み、市民にわかりやすい開かれた議会運営に努めること。

- (4) 地方分権の進展に対応するため、議会活性化の取り組みを積極的、継続的に行うこと。

2 議員の活動原則

議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分に認識し、議員間での自由討議により、議論を尽くすよう努めること。
- (2) 独自の調査研究及び研修を通じて市民意見の聴取に努めること。
- (3) 議員は、議会活動を通じて、自らの資質向上に努めること。
- (4) 議会の構成員として、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、一部団体及び地域の代表としてではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

3 議会の機能強化

- (1) 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定に基づき、専門的知見の積極的な活用に努めるものとする。
- (2) 議会は、政策立案に資するため、必要な研修及び視察を行うことができるものとする。
- (3) 議会は、前項による研修及び視察を行ったときは、その結果を市民に公表しなければならない。
- (4) 議会は、審査、諮問及び調査のために必要と認めるときは、附属機関を設置することができる。

4 政策討論会

議会は、議員間の共通認識を醸成するため、政策討論会を行うことができる。

5 委員会の活動

- (1) 委員会は、その所管に属する市政の課題について、提出された議案の審議・審査、所管事項の調査及び政策提案を行うものとする。
- (2) 委員会は、その意思決定にあたり、市民意見の聴取に努めるとともに、委員間の十分な討議を行うものとする。
- (3) 委員会は、必要があると認めるときには、提出された議案等の審査経過等を説明するとともに、市民との情報共有及び市民意見の聴取のための場として、出張委員会を開催することができる。
- (4) 委員会は、公聴会、参考人制度の積極的な活用に努めるものとする。

6 会派

- (1) 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした共通の理念をもつ集団としての会派を結成することができる。
- (2) 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等について積極的に調査研究を行い、合意形成に努めるものとする。
- (3) 会派は議会活動について、市民に対し十分な説明を行うよう努めなければならない。

第3 市民と議会の関係

1 市民参加（情報公開の推進、議会報告会等）

- (1) 議会は、原則として、すべての会議を公開することとする。
- (2) 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるために、市民への報告の場として、議会報告会を開催するものとする。
- (3) 議会は、市民の知る権利を保障し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう広報広聴委員会を設置する。

第4 議会と行政の関係

1 議会・議員と市長等の関係

議会審議における議会・議員と市長等の関係は、緊張関係の保持に努め、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議において、議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- (2) 会議において、市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。
- (3) 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等について、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議決事項の追加（議決事件の審議の充実と拡大等）

- (1) 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加することができる。
- (2) 議会は、前項の規定により議決事項を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

3 資料提供及び文書質問

- (1) 議会は、政策形成過程における透明性を確保するため、市長等に対し、必要な情報提供を求めることができるものとする。
- (2) 議会は、議長を通して市長等に対し文書による質問を行うことができる。
- (3) 市長等は、前項の規定による文書質問に対して、文書により回答しなければならない。

第5 議会改革の更なる推進

1 議会改革

- (1) 議会は、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応するため、自らの改革に不断に取り組むものとする。
- (2) 議会は、前項に規定する取組を行うため、地方自治法第100条第12項の規定に基づく議員で構成する検討組織を設置するものとする。
- (3) 議会は、第1項に規定する取組を行うため、必要があると認めるときは、市民等で構成される検討組織を設置することができる。

2 議員定数、議員報酬

- (1) 議員定数は、市民の意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うことを基本とし、別に条例で定める。
- (2) 議員報酬は、市民の負託に応える議会活動を保障することを基本とし、別に条例で定める。

第6 議会事務局の体制整備等

1 議会事務局

議会は、議員の政策形成及び立案能力を向上させ、議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議会図書室

議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書及び資料等の充実努めるものとする。

第7 補則

1 見直し手続き等

議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化や市民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて適切

な措置を講じるものとする。

2 委任

この条例の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日（又は平成 年 月 日）から施行する。